

改正後	改正前
<p data-bbox="85 214 1344 272">個⑥036-2 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="332 324 1094 388">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="153 459 285 484">1 記載要領</p> <p data-bbox="172 500 578 525">I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="194 542 1292 614">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は第6項第2号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="214 629 1037 654">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="214 672 1149 697">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="194 714 1100 739">(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p data-bbox="194 757 1292 828">(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p data-bbox="194 846 900 871">(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p data-bbox="214 888 990 913">(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p data-bbox="194 931 1215 956">(4) 「⑤」欄の算式中の「売上調整年分数」には「1」に記載した年分の数を当てはめて計算します。</p> <p data-bbox="172 973 891 998">II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="194 1016 1292 1087">この明細書は、青色申告者が措法第10条第6項第1号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="214 1103 1037 1128">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="214 1145 1149 1170">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="194 1188 1100 1213">(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p data-bbox="194 1230 900 1255">(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p data-bbox="214 1273 990 1298">(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p data-bbox="153 1315 263 1340">2 提出先</p> <p data-bbox="194 1358 463 1383">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="153 1400 285 1425">3 根拠条文</p> <p data-bbox="194 1443 318 1468">措法第10条</p>	<p data-bbox="1361 214 2639 272">個⑥036-2 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="1607 324 2370 388">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="1435 459 1566 484">1 記載要領</p> <p data-bbox="1454 500 1860 525">I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="1476 542 2573 614">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は第6項第2号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1495 629 2318 654">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1495 672 2431 697">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1476 714 2384 739">(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p data-bbox="1476 757 2573 828">(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p data-bbox="1476 846 2181 871">(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p data-bbox="1495 888 2272 913">(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p data-bbox="1476 931 2497 956">(4) 「⑤」欄の算式中の「売上調整年分数」には「1」に記載した年分の数を当てはめて計算します。</p> <p data-bbox="1443 973 2162 998">II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p data-bbox="1476 1016 2573 1087">この明細書は、青色申告者が措法第10条第6項第1号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1495 1103 2318 1128">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1495 1145 2431 1170">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1476 1188 2384 1213">(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p data-bbox="1476 1230 2181 1255">(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p data-bbox="1495 1273 2272 1298">(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p data-bbox="1435 1315 1539 1340">2 提出先</p> <p data-bbox="1476 1358 1745 1383">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1435 1400 1566 1425">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1476 1443 1599 1468">措法第10条</p>